○北陸地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　高速自動車国道

(二)　路線名　日本海沿岸東北自動車道

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
村上市金屋字柳島四二四九番二から同市金屋字柳島四二三六番まで	前	二八・九〇～五四・〇〇メートル	〇・〇一一キロメートル	
	後	三八・二〇～五四・〇〇メートル	〇・〇一一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
日本海沿岸東北自動車道	村上市金屋字桜林四三〇二番から同市金屋字柳島四二一三番まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　四国地方整備局長　川崎　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで	A	八・五〇～七八・二〇メートル	七・六八〇キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E・F	三〇・〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	
	後 A	八・五〇～七八・二〇メートル	七・六八〇キロメートル	
	後 B・C・D・E・F	三〇・〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	
	後 G	三〇・〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県高岡郡佐川町加茂字スズノモト二五九五番二から同町加茂字柿木谷四三四九番二まで	前	一四・九〇～五〇・五四メートル	〇・〇五一キロメートル	
	後	一二・六四～四〇・四七メートル	〇・〇五一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　四国地方整備局長　川崎　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	香川県仲多度郡まんのう町追上字向江三一八番六から同町追上字向江二九五番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市東区下原四丁目一〇一五番一から同市博多区榎田一丁目一番三まで	前 BA	二〇・〇〇～二四・五〇メートル	一三・九九三～九・一七〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	二〇・〇〇～二四・五〇メートル	九四・五〇～一〇二・〇〇メートル	
			一三・九九三～九・一七〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福岡市東区千早五丁目二番七五から同市東区名島二丁目二〇一三番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
〃	福岡市東区水谷二丁目二八番三から同市東区松崎四丁目二八五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

○北海道開発局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北海道開発局長　関　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号、二百四十号、二百四十二号及び二百四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
網走市北一条東一丁目一番一地先から同市南一条東一丁目八番地先まで	前	一八・八〇～二〇・三〇メートル	〇・一〇二キロメートル	
	後	一八・八〇～二〇・三〇メートル	〇・一〇二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部